

第三十四回国会 参議院運輸委員会會議録第二十四号

昭和三十五年七月十二日(火曜日)午後一時三十五分開会

委員の異動

六月二十日委員泉山三六君、前田佳都男君及び三木與吉郎君辞任につき、その補欠として金丸富夫君、谷口慶吉君及び武藤常介君を議長において指名した。

六月二十一日委員武藤常介君及び佐野廣君辞任につき、その補欠として三木與吉郎君及び田中茂穂君を議長において指名した。

七月七日委員田中茂穂君及び谷口慶吉君辞任につき、その補欠として佐野廣君及び仲原善一君を議長において指名した。

七月九日委員仲原善一君辞任につき、その補欠として谷口慶吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平島 敏夫君
理事 天竺 良吉君
江藤 智君
村上 春蔵君

委員

小沢久太郎君
金丸 富夫君
佐野 廣君
重宗 雄三君

谷口 慶吉君
村松 久義君
米田 正文君
加賀山之雄君
国務大臣 橋本 渡君
運輸大臣 中道 峰夫君
政府委員 運輸省港務局長 古谷 善亮君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

○モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○運輸事情等に関する調査(港務に関する件)

○連合審査会に関する件

○委員長(平島敏夫君) ただいまより委員会を開会いたします。

委員の変更がありましたので御報告申し上げます。

三木與吉郎君、島島徳次郎君が辞任されました、後任として米田正文君、小沢久太郎君が選任されました。

○委員長(平島敏夫君) まず、モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(橋本渡君) ただいま議題となりましたモーターボート競走法の

一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

本案は、モーターボート競走法による造船関係事業及び海難防止事業の振興に関する現行の制度をさしあたり、さらに一年間存続させることを内容とするものであります。

この制度は、モーターボート競走による売り上げ金の一部を全国モーターボート競走会連合会を通じてこれらの事業に貸し付け、または補助金として交付するものであります。

昭和三十三年の法律の一部改正においてモーターボート競走法の中に取入れられたものであります。この際、この制度についての存続期間は一応三年とし、その後

の措置については、さらに検討の上決定するところと趣旨から、昭和三十三年十月一日以後においては、別に法律で定めるところによるものとされたのであります。

しかし、今日モーターボート競走等の公営競技につきましては、最近における諸般の情勢にかんがみまして、その制度自体について根本的に検討を加える段階にきていまして、考えられますので、政府といたしまして、この問題につきましても、各界の有識者の意見を徴し、総合的な見地に立つて調査検討を行ない、早急に結論を出したい方針であります。

しかし、造船関係事業等の振興に關する現行の制度を今後どうするかとの問題も、モーターボート競走の制度

自体の問題との関連において検討する必要がありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしました。御審議いただくことにいたしました次第でございます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(平島敏夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平島敏夫君) 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたします。

本日は特に、建設委員会に付託されております臨海地域開発促進法案に關する件を議題といたします。

臨海地域開発促進法案は、五月十三日、衆議院で修正議決となり、即日当院へ送付、建設委員会に付託され、現在同委員会審議中のものであります。

なお、五月十九日、農林水産委員会は、建設委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることを決定いたしました。

つきましては、本案が成立いたしますと、港管内における本案の適用はどのように行なわれるか、運輸委員会としても検討を加えておきたいと思ひます。まず、この点について中道港務局長の所見をただしてみたいと存じます。

○政府委員(中道峰夫君) 本法案が成立されました場合でございますが、私

どもといたしましては、この法案の目的といたしましては、臨海地域におきまして工業、その他の用に供する土地の造成、利用等の計画を策定して、その実施を促進するところにあると認められるわけでございます。この臨海地域におきまして土地の造成、利用等につきましては、港務の主管庁あるいは都市計画の主管庁あるいは現地にございます港務管理者等の間にきわめて密接かつ複雑な関係がございます。たとえば本法案の第八条に「公有水面埋立法等の特例」というのがございまして、「公有水面埋立法の規定による埋立の免許をしようとするときは、同法及びこれに基く命令の規定にかかわらず、建設大臣(港務内のものにあつては運輸大臣)の認可を受けなければならない。」というふうな規定がございまして、当面いたしておりますこの臨海地域の開発の現状から申しますと、港管内における土地造成事業というものが非常に多いように考えられるわけであります。従いまして、この公有水面埋立法の特例の場合には運輸大臣の認可を受けなければならぬというケースが非常に多く出てくるのではないかとこの法案に規定されております点につきましては、この趣旨において私どももけっこうだと考えておるわけでございますが、ただいま申しましたように、運輸省といたしまして関係する面が非常に多いというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(平島敏夫君) 御質疑のある方は順次御発言願います。

○天竺良吉君 この法案は、第一条に、「工業、農業その他の用に供する」と書いてありますけれども、実際にはこれは工業を主とした土地造成といふことが非常に大きなものではないかといふふうに思ふのですが、一体、工業、農業あるいは住宅等を考えておつて、その大体的目標はどのくらい面積を考へておるようなことでしょうか。

○政府委員(中道峰夫君) 想定でございますが、今後十年間におきます公共用地、住宅用地等の土地需要の見通しでございますが、今後の人口増加と経済伸長の趨勢から考えまして、公共用地約一億坪、住宅用地約一億二千万坪の需要が見込まれております。工業用地その他の用地は、農地を除きますが、を想定いたしまして、約三億六千万坪程度の土地需要が見込まれるものと一応の試算をしております。このうちで特に臨海部におきましては、関連諸施設の用地を含めまして、公共用地で八千万坪、まあ工業用地のみといふと六千万坪と六千万坪でございますが、このほか住宅用地及びその他、工業用地等を含めまして約一億一千五百万坪程度を想定をいたしておるわけでございますが、この法案の対象になるだらうと考へられますものは、大部分が工業用地ではないかと考へておるわけでございます。

○天竺良吉君 今の一億坪くらいが公共用地、一億二千万坪くらいは住宅用地ですか、それは住宅用地であつて、必ずしも臨海ということではないのですか。

○政府委員(中道峰夫君) ただいま申しましたのは、内陸部の工業用地も含めた数字でございます。住宅用地約一億二千万坪、これは住宅用地として考へておりますので、これが全部が開発促進法の対象になるとは考へられないわけでございます。そのうちのある部分がその中に含まれる場合もあるといふふうに考へます。

○天竺良吉君 そりしますと、この臨海地域におきましては、何といつても工業用地の造成ということが大部分であると解釈していいといふふうに考へます。

次に、この第四条の四項に、「臨海開発区域の指定を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、関係都府県知事(港湾管理者の長を含む。)の意見を聞かなければならない。」と書いてありますが、これは港湾区域である場合には両方を聞くことになるのですか、それとも港湾区域の場合には港湾管理者だけということなんでしょうか。

○政府委員(中道峰夫君) これはやはり両方の場合と思ひます。

○天竺良吉君 今の両方に聞くということとは、どういふような意味からでしょうか。

○政府委員(中道峰夫君) 港湾の区域につきましては、お話のように、港湾管理者の意見を聞くのでございますが、それに関連して都市計画の部分、その他の点がこれに含まれる場合もあり得ると思ひますので、その場合は関係都府県知事の意見も聞くといふことでございます。

法案が通れば、これは漁業権にはどんなような影響があるのですか。

○政府委員(中道峰夫君) この漁業権の補償が、お話のように非常に重要な問題になつてゐるわけでございますが、この点につきましては、特に第十条に「損失補償」といふ項目が設けられて、この点について損失を受ける者があつた場合には、公正な補償をするといふような規定を設けられておるわけでございます。この線に沿つて適正な補償措置が講ぜられるといふふうに考へるわけでございます。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。

○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ。

○天竺良吉君 今の第十一条で、公正な補償をするといふ点がありまして、それから補償の基準は審議会で検討するといふことがありますけれども、しかし漁業権を補償するといふ点についてどんな力をこれは持つのでしょうか、あるいは力はこれだけのですか。

○政府委員(中道峰夫君) それらの点につきましては、この法案の趣旨に沿つて、審議会等でできるだけさういふ解決をはかつていくといふ趣旨だと、われわれは了解しておるわけでありませう。

○天竺良吉君 附則の方に「当分の間、第四条第四項の規定により内閣総理大臣が意見を聞く場合においては、その指定する行政機関の長たる大臣を通じて行ふものとする。」とあるのですが、さういふような必要が港湾関係にあるのでしょうか。

○政府委員(中道峰夫君) この点につ

きましては、最初に申し上げましたように、本法案の対象になる地域というものが、現在のとちろ相対港湾区域に多いと考へられますので、この港湾の中間、第四条の四項に、「内閣総理大臣は、第一項の規定により臨海開発区域の指定を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、関係都府県知事(港湾管理者の長を含む。)の意見を聞かなければならない。」の意見を聞かなければならない。この場合においては、その意見を尊重しなければならぬ。」といふ条項がございますので、この線に沿つて、関係の深い区域については、それにふさわしい措置が講ぜられるといふふうに考へておるわけでございます。

○天竺良吉君 今のは、さうすると関係行政機関の長といふことは、港湾内の土地造成その他が大部分で、一番関係が深いことから、大部分の場合は運輸大臣を関係行政機関の長として指定されるであらうといふことを期待されておるわけですか。

○政府委員(中道峰夫君) まあさういふふうな場合にはさういふことになることをわれわれとしては期待するわけでありませう。

きましては、最初に申し上げましたように、本法案の対象になる地域というものが、現在のとちろ相対港湾区域に多いと考へられますので、この港湾の中間、第四条の四項に、「内閣総理大臣は、第一項の規定により臨海開発区域の指定を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、関係都府県知事(港湾管理者の長を含む。)の意見を聞かなければならない。」の意見を聞かなければならない。この場合においては、その意見を尊重しなければならぬ。」といふ条項がございますので、この線に沿つて、関係の深い区域については、それにふさわしい措置が講ぜられるといふふうに考へておるわけでございます。

○天竺良吉君 今のは、さうすると関係行政機関の長といふことは、港湾内の土地造成その他が大部分で、一番関係が深いことから、大部分の場合は運輸大臣を関係行政機関の長として指定されるであらうといふことを期待されておるわけですか。

○政府委員(中道峰夫君) まあさういふふうな場合にはさういふことになることをわれわれとしては期待するわけでありませう。

○委員長(平島敏夫君) それでは次に、連合審査会開会についてお諮りいたします。

ただいま建設委員会において審査中の臨海地域開発促進法案は、本委員会といたしましては関連した重要な問題がありますので、この際、本案について建設委員会と連合審査会を開きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

なお、次回は十四日午前十時を予定いたしております。

○江藤智君 この問題は建設委員会に付託されておりますから、運輸委員会としては、合同審査によらなければ審議ができないと思ひますが、内容的に申ししますと非常に運輸委員会に関連の深い問題であります。従つて、合同審査といふのは、従来はまあ大体一回ぐらゐで終わつておるうちに思ふのでございますけれども、この点については、要するに、審議が尽くされなければ、またあらためて何回でも開いてもらふ、こういうふうな意味のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(平島敏夫君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ。

それは本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後一時五十八分散会

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

正する法律（昭和三十二年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。
附則第十一項中「三年」を「四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、磐越東西両線の輸送力強化に関する請願（第三六七九号）
- 一、東北本線の輸送力強化に関する請願（第三六八〇号）
- 一、常磐線の輸送力強化に関する請願（第三六八一号）
- 一、福島県に鉄道管理局設置の請願（第三六八二号）
- 一、新潟県下の国鉄廃止予定線存続に関する請願（第三六八四号）

第三六七九号 昭和三十五年六月十一日受理

磐越東西両線の輸送力強化に関する請願

請願者 福島県知事 佐藤善一郎

紹介議員 松平 勇雄君

磐越東線並びに西線の輸送力増強対策として、（一）両線の全面的ジーゼル化を図ること、（二）上野及び秋田発夜行で、朝会津若松に到着できるように急行列車の転運を実現すること、（三）磐越西線經由上野・新潟間直通列車の運行を図ること等の措置を講ぜられるとともに、（一）野岩羽線の実現を促進すること、（二）日中線を廃止しないこと、（三）只見線について

は、奥会津循環線（只見―古町―滝ノ原間六十九キロメートル）の建設基点としても、ぜひとも国鉄買上げを実現すること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第三六八〇号 昭和三十五年六月十一日受理

東北本線の輸送力強化に関する請願

請願者 福島県知事 佐藤善一郎

紹介議員 松平 勇雄君

東北本線中福島、仙台間の電化については、昭和三十五年度末までに開通の予定となつてゐるが、これを早急に完工せられるとともに白河、福島間の複線化については、昭和三十七年度末までに完成の予定となつてゐるが、現在の飽和状態を打開するために、一日も早く完工すること、及び福島、岩沼間を複線化すること、等についてぜひ実現を図られたい等の請願。

第三六八一号 昭和三十五年六月十一日受理

常磐線の輸送力強化に関する請願

請願者 福島県知事 佐藤善一郎

紹介議員 松平 勇雄君

東京方面と仙台以北を結ぶ重要幹線としての常磐線の強化は、着々実施されているが、さらに、（一）平―岩沼間（約百五十キロメートル）を電化すること、（二）平―岩沼間を複線化すること、（三）東北屈指の良港である磐城小名浜港の重要性と利用度の増大に対処し、常磐線との連絡強化のため平小線を建設すること等をすみやかに実現し、常磐線の輸送力を強化せられたいとの請願。

第三六八二号 昭和三十五年六月十一日受理

福島県に鉄道管理局設置の請願

請願者 福島県知事 佐藤善一郎

紹介議員 松平 勇雄君

福島県内における国鉄輸送の状況は、昭和三十三年統計によれば客貨ともに東北六県中首位を占めてゐるが、各路線は仙台、水戸、高崎、新潟の各鉄道管理局に分断されてゐるため、県内各地相互間の連絡上の不利はもろろん円滑な輸送の実現の上に大きな障害となり、その損失もまた多大なものである。ことに東北六県における国鉄管理局の実情は、既設の仙台、盛岡、秋田の各管理局に加え青森、山形にも近く設置されるよしであるが、広大な地域と高度の利用率を有する本県だけが除外されることはまことに不自然であり、また、全国各県中三箇所の管理局によつて管理されている県は極めて少なく、四管理局のさん下にある県は本県のみという実情にかんがみ、この際ぜひ福島県に国鉄管理局を設置せられたいとの請願。

第三六八四号 昭和三十五年六月十一日受理

新潟県下の国鉄廃止予定線存続に関する請願

請願者 新潟県知事 北村一男 外三名

紹介議員 小柳 牧衛君

国鉄当局においては、経営の合理化を図るため、全国赤字二百十線区のうち、特に赤字の多い五十線区を廃止して自動車による代行輸送に切り換えるよしであるが、新潟県の場合、その対象と

みなされてゐる各線（赤谷、魚沼、只見、飯山四線）は、ともに積雪が十一月から四月にわたる延々半年間に及び、かつ厳冬期には丈余の白魔にみまわれ、道路交通は全く絶する状態であり、かかる豪雪地帯の交通は鉄道以外に依存すべきものがない現状であるから、このような地域的な特殊事情を賢察の上、国鉄運営の立場のみにとらわれず、豪雪地帯住民の福祉をまもる立場において国の運輸施策として、これ等線区の存続について格別に配慮せられたいとの請願。

昭和三十五年七月十四日印刷

昭和三十五年七月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局